

(議長)

日程第6、議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第22号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第22号)についてでございます。

今回の補正につきましては、総務管理事務費、事務などのほか、事業執行に伴います減額補正及び財源更正など、合計56事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、2,901万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、74億5,741万6千円とするものでございます。

また併せまして、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債の補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「財政課長」

財政課長。

(議長)

財政課長。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案第1号について、補足説明致します。議案書4ページから5ページの補正予算構成表をご覧ください。

本補正予算につきましては、一般補正、減額補正、財源更正の3つの区分で整理しております。

はじめに、一般補正です。

まずは、総務管理事務、北海道派遣職員給与費負担金です。

本負担金は、令和6年度より、まちづくり推進課に配置となっている北海道からの派遣職員1名に係る本年度の負担金で、道との協定に基づき当該職員の勤勉手当分を当町が負担するものです。補正額は54万6千円、全額一般財源です。

次に、減債基金積立、臨時財政対策債償還基金費です。

国の令和7年度補正予算の成立に伴い、本年度普通交付税の基準財政需要額の再算定により、令和8年度・9年度の臨時財政対策債、う一償還金の一部を償還するための財源が措置されたことから、当該基金へ積み立てるものです。補正額は958万1千円です。

次に、財政調整基金等利子、利子積立です。

町の財政調整基金及びその他特定目的基金に係る本年度発生 of 預金利子を積み立てるものです。補正額は480万円です。

次に、テレビ・ラジオ難視聴対策、HBCラジオ江差中継局管理用道路整備です。定例会資料1を併せてご覧下さい。

伏木戸町444番地に設置されているHBCラジオ江差中継局について、既設の連絡道路が民間アパート建設のため通行不能となる事から、中継局の保守点検等のための管理用道路を新設するものです。補正額は、1千飛び96万7千円です。

なお、本事業につきましては、年度内に事業完了出来ない事から、議案書11ページの第3表、繰越明許費補正で追加してございますので、併せてごか、ご確認下さい。

次に、珠洲市災害支援寄附代理受入事業です。

本事業は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震及び同年9月に発生した能登半島豪雨により、甚大な被害を受けた町の友好都市である石川県珠洲市に対して、町が行ったふるさと納税代理寄附に係るものです。この間、珠洲市の復旧支援のため、地震災害については一昨年1月10日から、豪雨災害については9月26日から、代理寄附を実施して参りましたが、豪雨災害については昨年9月30日、地震災害については、えー今年の1月31日をもって寄附の受付を終了したところでございます。

今回は令和7年度分として、昨年4月1日以降に受入れた寄附金分を送金するもので、地震災害分として306万2,982円、豪雨災害分として、いっ、101万9,372円、両災害分を合わせて408万2,354円を送金するものです。ふるさと応援寄附金条例の規定に基づき、受け入れた寄附金については、一旦、ふるさと応援基金に積みた、積み立てした上で、取り崩しを行い、珠洲市に送金致します。

補正の内訳につきましては、ふるさと応援基金積立金、寄附金及び寄附受領証明書発送経費となります。補正額は820万6千円です。

なお、最終的な寄附金額の累計につきましては、地震災害が1,820万1,982円、豪雨災害が412万8,372円、合計で2,233万354円となっております。

次に、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還です。

実績報告に基づき、既に交付決定を受けた金額が実績を下回ったことにより、国庫へ所要の交付金を返還するものです。補正額は94万5千円です。

次に、社会福祉法人が行う利用者負担軽減への助成です。

社会福祉法人恵愛会が運営する柳崎町の特別養護老人、老人ホームえさし荘及び社会福祉法人上磯康啓会が運営する北斗市の特別養護老人ホームつれづれの郷において、当該法人が行う生活保護者や生計困難な低所得者の社会福祉施設サービス利用料に係る利用者負担軽減事業に対して公費相当額を町が助成するものです。補正額は658万7千円。財源内訳の道支出金474万5千円は、町が負担した助成額の4分の3が、道の介護、え一介護サービス利用者負担軽減事業費補助金として交付されるものです。

次に、子ども発達支援推進障がい児通所給付費です。

児童福祉法に基づく障がい児に係る各種の入所支援及び通所支援等に対して町が負担するもので、利用者の増による不足分を増額するものです。補正額は400万円です。事業費については、国が50%、道と町が各20パー、あつ25%を負担します。

次に、子ども発達支援推進、子ども発達支援センター負担金です。

上ノ国町を実施主体とし、江差町・乙部町が構成町として運営する同センターに係る負担金で、利用者の増による不足分を増額するものです。補正額は150万円です。

次に、子ども・子育て支援新制度に係る認定こども園への施設型給付です。

認定こども園・江差幼稚園に係る国が定める公定価格に基づき算出した施設型給付費を支給するもので、公定価格が増加改定されたことによる不足分を増額するものです。補正額は700万円。財源については、事業費の2分の1を国が、4分の1を道と町がそれぞれ負担する仕組みとなっております。

次に、認定こども園広域入所です。

広域入所とは、保護者の勤務地の都合などにより、自分の町では保育に欠ける児童を他市町村の保育所へ入所させることが出来る制度です。本件は、認定こども園江差幼稚園に入所している上ノ国町の児童に係るもので、入所、入所児童数の増加及び公定価格の増額改正による不足分を増額するものです。補正額は670万円。財源は全額、上ノ国町からの受託事業収入となります。

次に、農業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、令和7年度補正予算分です。

本事業は、令和6年度より実施している水堀排水機場の改修に係るもので、国及び道へ要望していた事業費について、令和7年度補正予算分として措置されたことに伴い、令和8年度予定分を繰り上げて実施するものです。具体的には、排水機場の運転基準水位を計測する外水位計及び水位が基準に達したことを職員へ通報する緊急通報装置を改修するものです。補正額は1,882万8千円。財源の国・道支出金は、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金、地方債は、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、いわゆる国土強靱化債を充当します。

なお、本事業につきましては、年度内に事業完了出来ないことから、繰越明許費補正を追加しており、また地方債についても、議案書16ページの第5表、地方債補正で追加してございますので併せてご確認下さい。

次に、豊かな前浜づくりプロジェクトです。資料2をご覧ください。

令和4年度から開始し4年度目を迎えた本プロジェクトについて、更なる増殖を図るべく、本年度生簀1基を追、増設しました。これにより生簀が2基となり、種苗を5千尾から1万尾へ増加することが可能となりました。補正の内訳につきましては、生簀増設に対して交付決定と、交付決定となった、道の地域づくり総合交付金750万円に加え、事業の自立自走を支援するために、餌代の一部280万円を町単独事業として補助するものです。町の補助事業の財源には、上ノ国ちゅう、町に本社を置くリソース北海道株式会社様から昨年10月に頂いた企業版ふるさと納税26万2千円を充当致します。補正額は1千飛び30万円です。

次に、直轄港湾整備事業、令和7年度補正予算分です。

令和3年度に着工し、令和8年度完成を予定している北埠頭-5.0m岸壁、通称フェリー岸壁及び南埠頭・港湾道路の改良工事について、計画変更により国の令和7年度補正予算における繰越事業となりましたことから、所要の予算を措置するものです。補正額は3,900万円。財源の全額が、国土強靱化債です。

なお、本事業につきましても、繰越明許費補正及び地方債補正、それぞれ追加してございますので、併せてご確認下さい。

次に、江差町・上ノ国町学校給食センター運営です。

本年度から江差町が主体となって管理運営を行っている学校給食センターについて、物価高騰等による給食材料費の不足分を措置します。補正額は478万円。財源内訳のその他特定財源は、上ノ国町からの受託、受託事業収入です。

一般補正の最後、公債費利子です。

銀行借入5年毎の令和7年度利率見直し増額分及び昨今の急激な金利上昇から、普通交付税の再算定後の措置としていた令和6年度起債事業に係る所要額を増、措置するものです。補正額は800万円。

以上、16事業の一般補正の合計は1億4,174万円となりました。えー財源内訳はご覧のとおりです。

次に、減額補正です。事業の完了等により執行残が見込まれる34事業を減額するものです。

なお、その内、江差新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新、子育て支援センター整備事業、檜山地域人材開発センター東面外壁改修、町道五厘沢山崎線道路改良工事、橋梁長寿命化補修対策、直轄港湾整備事業及び防災情報伝達システム、以上の7事業につきましては、事業費の減に伴って、地方債を減額補正しておりますので、第5表をご確認下さい。

また更に、新栄デジタルテレビ中継局送受信機更新については、入札実績に伴って、継続費における令和8年度の年割額を減額補正、減額補正しておりますので、10ページの第2表、継続費補正も併せてご確認下さい。

以上、減額補正の合計は1億7,075万2千円となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

最後に財源更正です。んー失礼致しました。次に財源更正です。

はじめに、厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金・水道管移設です。

本事業については、昨年第3回定例会で補正予算を議決頂いたものですが、その後、過疎対策事業債・過疎債の適用を受けましたことから、地方債・一般財源双方の財源更正するものでございます。地方債補正に追加してございますので、併せてご確認下さい。

次に、再生可能エネルギー推進事務です。

昨年12月に、道の地域づくり総合交付金の交付決定を受けた事によるものでございます。

次に、ヒグマ緊、ヒグマ被害緊急対策事業に係る春期管理捕獲分と施越事業分です。いずれも先月、道の令和7年度ヒグマ対策事業補助金の内示を受けたことによります。財源更正の最後です。豊かな産地づくり総合支援事業です。

本事業については、当初予算段階では、その他特定財源として、ふるさと応援基金繰入金から100万円充当することで措置しておりましたが、同金額をホクレン農業協同組合連合会様からの企業版ふるさと納税に入れ替えをしたものでございます。

財源更正の説明は、以上となります。

以上、第22号補正全体、補正予算全体の合計額は2千9百飛び1万2千円の減となりました。財源内訳はご覧のとおりです。

次に、10ページの継続費補正をお開き下さい。

(仮称)道の駅かもめ島整備事業につきましては、令和9年度供用開始に向けて、今年度は、開陽丸管理棟の解体撤去工、事業を実施しているところですが、令和8年度からは、2か年の工期で切れ目なく本体工事を進めて行く必要がありますことから、早期着工の関係も含めて、本年度から3か年を期間とする継続費を設定するものです。令和8年度年割額については、同金額を新年度当初予算に措置してございます。

次に、11ページ、くりこひ、繰越明許費補正です。

一番下の橋梁、橋梁長寿命化補修対策につきましては、第3椴川橋解体工事に係るもので、工程上の関係上から国において翌債承認が決定されたことにより、町においても明許繰越するものであります。

最後に、債務負担行為補正です。

12ページから15ページに記載がございました61の業務等については、予算の執行が可能となる4月1日以前に入札・契約等の手続きを行う必要がありますことから、今回、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「増永議員」

はい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

えーすいません。そしたらですね、私の方から継続費補正の、えー道の駅かもめ島事業、整備事業について、関連質問させて頂きたいと思います。よろしいでしょうか。

ええ、今回この上がっております、えー19.7億円につきましては、昨年6月、うー13日と6月23日、2回、道の駅かもめ島整備事業、事業者選定委員会で行われ、アイビッグさんの企画提案書が検討されて決定されたものだ、というふうに思いまして。で、えーこれが今、今回、本議会に提案されておりますが、この事業者選定委員会の委員は13名で、6名は役場職員、残り7名が民間からの登用です。

そこで私はですね、事業者選定委員会の名簿提出を情報公開条例で請求致しましたが、民間7名が黒塗りで名簿が届き、更に請求審査も行いましたが、それも却下され、裁判所に提訴して、ようやく黒、黒塗りの無しの名簿が、請求から9ヶ月後に届きました。

裁判をする前に町長は、情報公開条例時に、何故、名簿を公開しなかったんでしょうか。公開されると都合が悪かったんでしょうか。

業者選定委員会の名簿公開で、町長は判断ミスを犯し、裁判費用53万円を江差町の損害に与えました。新・道の駅事業では事業費19.7億円プラス裁判費用53万円が掛かりました。町長は、このような結果になったことに対して、町民に謝罪すべきと思うが、どのようなお考えなのかお伺い致します。

また何故、情報公開時に黒塗りにしたのか。そして、裁判になったら何故、委員の名簿を公開したのか、ご答弁をお願いします。

更に選定委員会は昨年6月13日と6月23日、2日行われました。選定委員会開催前の同年6月11日、2日前です。北海道新聞に経済団体と称して、町長に道の駅推進要請を行っている記事があります。その団体は、江差観光協会の会長さん、江差商工会の会長さんが写真付きで出てました。議員やってる方々ですよ。選定委員会13名のうち、役場職員が6名、推進要請者2名で過半数以上の8名になり、役場主導で全てが通る都合のいい委員会で、残りの委員も補助金を頂いている団体や金融機関の方々です。

本当にこの委員会は、公平な道の駅提案書を審議したのか疑問です。そんな委員会で決まった事業費19.7億円、そして情報公開時に判断ミスを犯した町長が、本議会に継続費補正として、事業費19.7億円の提、提案金額は、間違いのない金額なのかお伺い致します。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えー増永議員からの、おーご質問にお答え致します。

まず、うー今回の、選定委員会の委員の皆様の名簿の、おー公開についてでございますが、えー以前、えー増永議員からの質問にもお答えしている通り、当初、情報を一部非公開とした事につきましては、委員の皆様の社会的なお立場などを考慮しながら、あー町としては、非公開と言う事で、えー判断をしたところでございます。

その上で、今回一部非公開としたものを公開したことににつきましては、裁判等が、あー訴訟が提起されたと言う事を受けまして、えー委員の皆様に、改めてこういう状況を報告した上で、えー名簿の公開について、えー行っても差し支えないかという確認を行った上で、えー公開しても差し支えないと言う事でお答えを頂いたと言う事のお返を受けて、町としては、あー公開するという判断に変更したというところでございますので、ご理解を頂ければと思います。

それと、おー先ほど、選定委員会の皆様の名簿の中で、えーまあ推進団体として名を連ねている団体の方が選定委員のメ、選定委員会に含まれていると言う事のご指摘がございました。

選定委員会の皆様につきましては、出されました提案が妥当なものかどうかと言う事をそれぞれのお立場の中でご審議を頂いてご判断を頂くと言う事でございまして、決して道の駅推進という立場で、えー議論をしてる訳じゃなくて、その計画内容が妥当かどうかと言う事を計画内容を見ながら判断をして頂いているというふうに考えてございます。

決して町の方で、それぞれ皆さんに賛成するよというふうに調整しているものでもございませぬし、それは、そういう方は、皆、委員の皆様に対して失礼な言い方ではないかなというふうに判断しております。

決して、そういう事ではなくて、決して、あの町側の意向に沿った形でと言う事ではなくて、それぞれのお立場で、厳しい目でご覧を頂いて、ご意見を頂いて、その結果を審査結果、或いは公表と言う事で、まとめていると言う事でご理解を頂ければと思います。

「増永議員」

答弁漏れです。53万円の損害の謝罪について。それと19.7億円の提案金額は間違いないのか。二問。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

提案価格については、もう間違いございません。

「増永議員」

53万円の車体については。

(議長)

副町長。

「副町長」

はい。えーと、情報公開条例の中で、えー非公開としたことに不服を申し立てながら訴訟に発展したと、えー考えております。

えー謝罪につきましては、えー考えておりません。

(議長)

増永議員。

「西海谷議員」

議事進行。

「増永議員」

すいません、議長。

(議長)

西海谷議員。

「西海谷議員」

えー今はですね、補正予算の事についての議論であって、あのー今、あー訴訟問題であったり、それから名簿の開示であったり、そう言う事はですね、別の場の中でですね、今、補正予算でございますので、そのけっ、点についてですね、しっかり、あ

の一議論するべきだと思いますけれども。

あの一議会運営委員会、開催することを要求致します。

(議長)

暫時休憩致します。

休憩 10 : 39

再開 10 : 49

(議長)

休憩を閉じ、会議を再開致します。

えー先ほど議運が、えー議会運営委員会が開催されましたが、結果、引き続き、えー増永議員の再質問から始めさせて、始めたいと思います。

増永議員、再質問。

「増永議員」

はい。ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

えー先ほど、課長さんの答弁によりますと、その一私が情報公開条例を出した段階で、えーまあ議員さんの、色々と、おー、まっ対応等を考えて、役場サイドで判断をして、黒塗りにしたと言う事ですか。

それとも、その段階から委員に確認をして、委員が拒否したために黒塗りにしたのか。どうなのか。この部分をまず一点お願い致します。

それと、先ほど副町長が53万円の謝罪についてはしない。しなくてもいいわ。

じゃあ53万弁償してけれ町長。弁償して頂くかどうかをお願いします。質問ですよ。

それと、先ほど。

(議長)

増永議員。質問いいですけど、質問してけれとか、そういう言葉遣いちょっと。

「増永議員」

あー。

(議長)

あの一、ちゃんとして下さい。

「増永議員」

了解しました。

じゃあですね、あの一先ほど19.7億円については、何ら問題が無いと言うような、えーご答弁でしたが、今、私が述べた事例の中で、そして構成メンバーもそのような形の中で、役場主導で全てこと進んだんじゃないんですか。改めて質問します。ご答弁をお願いします。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい。まず情報を公開の部分でございます。えー一部非公開にした事につきましては、あくまで町の判断として、えー非公開としたものでございまして、えーそれぞれの委員さんの皆様に、いー協議をした上でというものではございません。あくまで町の判断として非公開にしたものでございます。

えーそれと、おーまあ選定委員会の議論を含めて町主導でやったのではないかと言うご議論ですが、ご意見、ご質問でございますが、決してそう言う事ではなくて、選定委員の皆様にはそれぞれの立場で、えーそれぞれの、おー見識の中で、えーその提案内容が妥当かどうか、色んな課題だとか、どう、どう考えているのかという部分で色々ご議論、ご議論を頂いた上で公表としてまとめたというふうに理解しておりますので、決して役場主導でどうのこうのと言うものではないと言う事でご理解を頂ければと思います。

「総務課長」

総務課長。

「室井議員」

議長。

(議長)

総務課長。

(議長)

室井議員。

「室井議員」

議長ね。

(議長)

はい。

「室井議員」

これはあの一、民間人の事を言ってるんだよね。町がね、まあ頼まれたからなったとか、これ無礼じゃないですか。これこそ謝罪しなきゃならないよ。

ね、町のためにね。役場から言われたかも知れない。でも、自分のね、知識で、少しでも貢献したいと言う、言うね、気持ちがある人間だっているはずでしょ、私も知ってますけど。そういう人に対してね、町なのにあれだからね、役場のね、主導で考えでなった何んてね、これとんでもない話だ。これこそ、その人方に謝罪しなきゃならないと思う。

以上、議長、そこ判断して下さい。私は議長の指示通りやります。辞めれば辞めますから。

(議長)

はい。

(議長)

増永議員。ただ今、室井議員が言ったとおり、室井議員が発言されました、民間人に対して、一生懸命やってるのに無礼じゃないかと言う事に関して、増永議員どう思いますか。

「増永議員」

じゃあはい、現実にはそういう形になっている事をただ僕は述べただけです。現実には起こっている、現実のメンバーの構成を僕は、今喋ってるだけですから。

「室井議員」

議長。

(議長)

はい。

「室井議員」

思ってるからってね、そういう発言したらさ、例えば、その人がどういうふうな事でね、発言してるかって事だよ、内容は。説明してるでしょう。一生懸命やる、やってるって言う、言ってるでしょ。

別にね、町から頼まれたからね、町に有利になるような、ね、本当に傾いて、その委員になってる訳でも無い。そうであつたらね、何を根拠にね、ズバッと言えればいいと思うんですが、法律が、議長、判断して下さい。

(議長)

増永議員。

「増永議員」

はい

(議長)

あの一、選定委員、確かに私もなっております。

(議長)

町に指名、私も商工会長という立場で、私も指名されました。その中でね、そう言うつもりは一切ないですよ。きちんと、ちゃんと審査してるんですよ。多数決でも何でも無いんですよ。点数なんですよ。

それを理解した上で、選定委員の方にも、無礼無いような形で、やって貰って下さい。やって下さいよ。

「増永議員」

私は、この名簿を基に、お話しております。名簿を基に。だから先ほど私が言ったように、議長さんは商工会長という立場で出ておりますよね。

(議長)

出てますよ。

「増永議員」

じゃあ、いいんじゃないですか。

ただ、問題なのは、6月の11日の日に、み、道の駅推進要請をしてますよね。新聞出てますよこれ。

(議長)

してますよ。

「増永議員」

推進ですよ。

(議長)

はい。

「増永議員」

いいとか悪いとか判断じゃないですよ。

(議長)

それ。

「増永議員」

やって下さいって言う意味で、こう言う事をやっておいて、公平に提案書見れますか。

(議長)

見れますよ。

「増永議員」

えっ、それはおかしいじゃないですか。普通は。

(議長)

おかしいんですか。

「増永議員」

おかしいじゃないですか。

自分で2日前に要請してるんですよ、作って下さいって。その作ってるものを今、しゅ、こういう形で、このものを審査してんですよ。おかしいでしょそれ、議長。

(議長)

見解の違いと言う事で、そのまま質問、質疑に入りたいと思います。
総務課長。

「総務課長」

えー私の方から、えー先ほど来、出ております53万円の、まあ補正予算の関係ですけども、これにつきましては、あー今回、役場の方で訴訟を起こされた事に対応するために、えー適切に、いー補正予算として対応するために付けた予算でございますので、えー公表なったからとか、ならないからと言う事は一切関係ございません。

あの一、えー訴えに対して適切に対応するためには補正予算が必要だったと言う事でございますので、ご理解願います。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

弁償するためのものでは無いというふうに考えてございます。

(議長)

その他、質疑希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第1号、令和7年度江差町一般会計補正予算(第22号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、多数であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第2号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正につきましては、財政調整基金積立に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ、12万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億3,948万4千円とするものでございます。

また併せまして、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

それでは、議案第2号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第4号）についての補足説明をさせていただきます。議案書43ページの補正予算構成表をご覧ください。

当該特別会計基金管理口座の定期預金利率の上昇に伴い、当初予算で見込んだ以上に利子が生じたため、12万6千円を財政調整基金積立金として増額するものです。

次に、債務負担行為につきましては、議案書47ページの第1表をご覧ください。

表に記載してあります六つの事業につきまして、予算の執行が可能となる4月1日より前に入札、契約等の手続きを行う必要がありますことから、今回、債務負担行為の補正をお願いするものです。

以上で議案第2号に係る補足説明を終わりますので、ご審議方よろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第2号、令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第3号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第3号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正につきましては、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

「健康推進課長」

健康推進課長。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

議案第3号、令和7年度江差町後期高齢者特別、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての補足説明をさせていただきます。議案書56ページの第1表をご覧ください。

表に記載してある事業につきまして、予算の執行が可能となる4月1日より前に入札契約等の手続きを行う必要がありますことから、今回、債務負担行為の補正をお願いするものです。

以上で議案第3号に係る補足説明を終わります。ご審議方、よろしくお願い致します。

（議長）

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

異議なしと認め、直ちに採決致します。

（議長）

議案第3号、令和7年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

日程第9、議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正につきましては、事業執行に伴う8つの事業費の補正、減額補正及び財源更正のほか、介護保険給付準備基金への積立にかかる補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ、2,686万2千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億2,404万2千円とするものでございます。

これによりまして、介護保険特別会計の歳入歳出予算の総額は、サービス事業勘定と合わせまして歳入歳出それぞれ、12億2,864万6千円となるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」(補足説明)

それでは、議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計の補正予算につきましてご説明申し上げます。議案書の61ページ、補正予算構成表をお開き下さい。

初めに、一般会計補正です。保険給付費です。要支援者対象の介護予防サービス費が見込みより上回った事により、補正額は371万3千円です。

次に基金積立金です。介護保険給付費全体で減額となる事に伴い、第1号被保険者65歳以上の高齢者に納めて頂いている介護保険料に余剰金が生じた事から、財源内訳の679万円を準備基金として積み立て、2万3千円は利子となります。補正額は681万3千円です。なお、今回積み立てた基金は、今後、介護給付費などが計画以上の増額になった場合と10期以降の保険料額の調整を含む補填財源となるものでございます。以上、一般補正額の合計は1,052万6千円となりました。

次に減額補正です。保険給付費の居宅介護サービス等給付費は1,611万9千円、地域密着型介護サービス費1,323万8千円、高額介護サービス費119万1千円、特定入所者介護サービス費254万8千円、地域支援事業費の介護予防生活支援サービス費292万4千円、介護予防ケアマネジメント事業費136万8千円。

いずれも、サービス量の見込みを下回った事から、不用額を減額補正するものでございます。以上、減額補正の合計は3,738万8千円となりました。財源内訳は記載の通りでございます。

最後に補正、あつ財源構成です。介護報酬改定等に伴うシステム改修事業は、昨年第3回定例会で補正予算を議決頂いたものですが、その後、2分の1の国庫補助金の内示額が示されたことから、19万2千円を財源更正するものです。

以上、第4号、令和7年度介護保険補正予算の合計は2,686万2千円の減となりました。

説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、令和7年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第5号、令和7年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、並びに日程第11、議案第6号、令和7年度江差町公共下水道事、公共下水道

事業会計補正予算（第4号）についてを、一括して議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

（議長）

町長。

「町長」（提案説明）

ただ今一括上程となりました、議案第5号、令和7年度江差町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第6号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回の補正につきましては、江差・上ノ国下水道管理センターほか電気設備更新工事の繰越明許費の補正のほか、令和7年度中に契約行為が必要な令和8年度以後の事業に係る債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

建設水道課長。

「建設水道課長」（補足説明）

えーそれでは、えー所管が同じになりますので、一括して私の方から補足説明させて頂きます。議案書は、えー水道事業が73ページ、えー公共下水道事業が、あー77ページとなります。

初めに、えー水道事業会計になります。えー74ページをお開き下さい。

第1表、債務負担行為補正でございます。新年度、直ちに事業を実施する必要があるものでございまして、えー予算の執行が可能となります4月1日以前に、入札や見積もり合わせ、えー及び契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。

事業名ですが、えー自家用電気工作物保安管理委託業務でございます。期間につきましては、令和7年度から令和8年度で、限度額は記載の通りでございます。

次に公共下水道事業会計になります。議案書の78ページをご覧下さい。

初めに、えー第1表、えー繰越明許補正でございます。こちらにつきましては、下水道事業団との協定により、えー令和7年度、令和8年度の2ヶ年で実施しております江差・上ノ国下水道、おー管理センターほか電気設備、いー更新工事でございます。えー今年度、発注致しました本工事において、五勝手ポンプ場の電気設備工事に使用

する資材の調、調達の遅れにより、年度内に完了することが見込めなくなった事から、令和8年度に、えー繰り越しするものでございまして、補正額は1,100万円となるものでございます。

えー次に、えー議案書の、79ページをご覧ください。

えー公共下水道事業につきましても水道事業と同様に、えー新年度、直ちに事業を実施する必要があるものでございまして、えー予算の執行が可能となります4月1日以前に、入札や見積もり合わせ及び、えー契約等の手続きを行うため、債務負担行為の議決をお願いするものでございます。事業名ですが、記載の通りとなっております。

いずれの事業も期間につきましては、令和7年度から、あー令和8年度。限度額はそれぞれ記載の通りでございます。

以上が補足説明となりますので、よろしくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

まず、議案第5号、令和7年度江差町水道事業会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、議案第6号、令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（議長）

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

（議長）

暫時休憩致します。

休憩 11 : 11